

既婚女性の家事労働時間削減と政府の役割： 消費と時間配分に関する合理的選択理論から

Roles Government Should Play

for Reduction in Married Females' Housework Hours :

A Theory of Rational Choice on Consumption and Time Allocation

安藤 潤*

要約

本稿は家事生産アプローチから、既婚女性の消費と時間配分に関する合理的選択理論を用いて、既婚女性の家事労働時間削減に政府が果たすべき役割を論じた。そこでは理論的考察を経て、夫が家事労働に参加しその時間だけ妻の家事労働時間が削減されれば彼女の家庭外労働時間は増加し、その効用は上昇すること、しかし男性主権型の結婚で夫が強い交渉力を持って自らの家事労働時間を削減する場合、妻の家庭外労働時間は減少し、その効用も低下することが明らかにされた。政府はワーク・ライフ・バランスの実現と、ポジティブ・アクション及びファミリー・フレンドリー施策の実施を同時に実行することが重要である。

1. 序論

本論文では家事生産アプローチから、既婚女性の消費と時間配分に関する合理的選択理論を用いて、既婚女性がどのようにして家事・育児といった家庭内労働、いわゆる労働市場での家庭外労働（あるいは市場労働）、そして余暇に時間を配分するのかについて考察する。さらに、既婚女性の配偶者による家事労働分担、男性主権型の結婚がもたらす時間配分に関する夫婦間交渉力の差がその時間配分と既婚女性の効用にどのような影響を及ぼすのかについても考察され、政策的インプリケーションが導出される。

Becker (1965) に始まるとされる既婚女性の消費と時間配分に関する合理的選択理論は主に既婚女性の労働供給に関する研究で用いられてきた。そこでは、夫と妻によって構成される一夫一婦制 (monogamy) 核家族の家事労働における両者の関係は、いわゆる労働市場における雇用者と被用者の関係に類推され、結婚市場 (marriage market) において夫が家事労働需要者、妻が家事労働供給者とされる。そして家計は、市場で購入した財・サービスと時間とを組み合わせ、コモディティ (commodity) を生産し、それを消費するが、市場で購入される消費財・サービスと家計で生産されるコモディティの水準及び家計の時間配分は、予算と時間の制約に直面する家計が効用最大化行動を取ることによって決定される。

この Becker (1965) で示された「家計は市場で購入した消費財・サービスと時間を組み合わせてコモディティを生産し、消費する」との考え方は、Gronau (1976, 1977) らによって、「妻は市場で購入した消費財・サービスと時間とを組み合わせる家事という消費財・サービスを生産し、家計で消費する」という考え方に修正されてゆく。また、妻は家事生産関数を持ち、家計は市場で購入する消費財・サービスと、妻による家事労働によって生産された消費財・サービスという2種類の消費財・サービスを消費するものとされる。

以下では最近の研究事例から合理的な経済主体と夫婦間の対等な結婚を想定した基本モデルが説明されるとともに、対等ではない男性主権型の結婚を組み込むことによって既婚女性の消費と時間配分が非合理的に決定される場合についても言及される。

*ANDO, Jun [情報文化学科]

2. モデル

2-1 基本モデル¹

以下のような一夫一婦制の結婚生活を営む核家族を考える。夫は家事労働には従事せず、いわゆる労働市場における労働、つまり市場労働にのみ従事し、妻は家事生産だけでなく、場合によっては市場労働にも従事すると仮定する。夫は労働所得 Y_h を得て、その一部または全部を妻への夫婦間所得移転とする。これに対して妻は、夫から受け取ったその労働所得 Y_h の一部または全部を受け取り、それをを用いて市場で財・サービスを X_{1w} だけ購入する。妻自身も市場労働に従事する場合にはそこで得た自らの労働所得 Y_w を用いて市場で消費財・サービスを X_{2w} だけ購入する。

ここで妻の効用 U_w が以下のようにこの家計で購入される消費財・サービス X と彼女の余暇 L_w に依存して決定されると仮定する。

$$U_w = U_w(X, L_w) \quad (2-1)$$

消費財・サービス X は、夫から受け取る妻の非労働所得 Y_h の一部またはその全部と妻自身の労働所得 Y_w を用いて市場で購入される消費財・サービス X_1 と、妻が家事労働で生産する消費財・サービス X_{2w} の合計として表される。

$$X = X_{1h} + X_{1w} + X_{2w} = X_1 + X_{2w} \quad (2-2)$$

家事サービスの付加価値は総家事労働時間と、家計にとっての資本ストックに相当する家電製品などの耐久消費財を投入して生産され、それは短期的に一定と考える。よって、妻は下の (2-3) 式のように家事労働時間のみに依存する 1 階の導関数が正、2 階の導関数が負の家事生産関数を持っているものとする²。

$$X_2 = F(H_w), F'(H_w) > 0, F''(H_w) < 0 \quad (2-3)$$

ここで X_2 は妻の家事サービス生産高、 H_w は妻の総家事労働時間である。この妻はその効用 U_w を、以下のような時間と予算それぞれの制約

$$L_w + N_w + H_w = T \quad (2-4)$$

$$X_{1h} = \alpha Y_h = Y_h, 0 < \alpha \leq 1 \quad (2-5)$$

$$X_{2w} = w_w N_w = Y_w \quad (2-6)$$

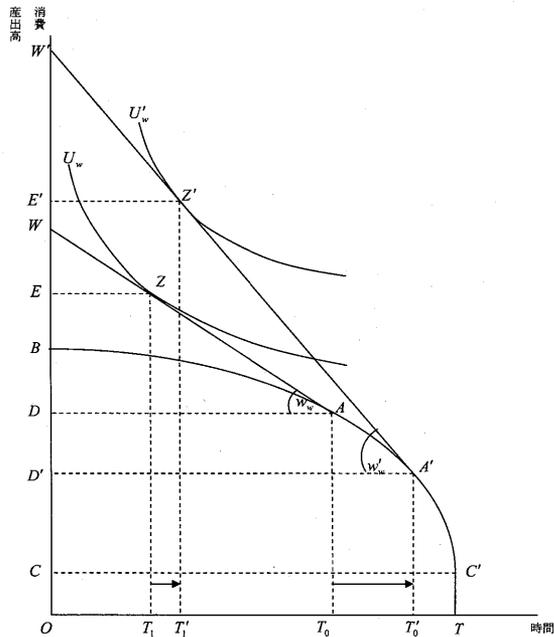
のもとで最大化しようとするものと仮定する。ここで、 T は妻が利用可能な最大の時間、 N_w と w_w はそれぞれ妻の労働市場での労働時間と妻がその労働市場で直面する賃金率であり、したがって $w_w N_w$ は妻の労働所得 Y_w を表す。(2-5) 式において α は 0 よりも大きく 1 以下の正の定数、 Y_h は夫の労働所得である。(2-5) 式は夫がその所得に比例させて妻に夫婦間所得移転を行うことを意味する。

¹ 本稿ではモデルの説明時のみ海外の先行研究事例にならって「家事労働」を用い、それ以外では「家事・育児労働」を用いている。

² Granou (1976) では妻の家事生産高は、市場で購入した消費財・サービスと家事労働時間によって決定されるとしているが、Gronau (1977) では若干の修正がなされ、単純化のために家事生産高は家事労働時間にのみ依存して決定されるとしている。

事労働への参加が妻の消費と時間配分の合理的選択にどのような影響を及ぼすのかをグラフを用いて明らかにしている。Leed and Allmen (2004) は、夫の所得水準及び妻が直面している賃金率に変化がないとすれば、夫の家事労働への参加は妻の家事生産関数を夫の家事生産高だけ垂直上方にシフトさせ、その結果、効用関数は垂直上方にシフトするだけなので、予算制約線と妻の効用関数が新しく接する点も垂直上方にシフトするだけで、妻の時間配分、妻の家事生産高は変化しないと主張する。しかし、この夫の家事生産高だけ垂直上方にシフトした生産関数はもはや妻の家事生産関数ではなく夫婦の家事生産関数となっていること、一般的な無差別曲線の形状を考慮するならば、効用関数と予算制約線とが新しく接する点は垂直上方ではなく右上方にシフトして妻の時間配分にも変化が出ると考えられることから Leed and Allmen (2004) の主張には若干の疑問を呈さざるをえない。

図表 2-2 夫の家事労働参加の影響



ここでは、夫がある長さの時間を用いて家事生産に従事し、その時間とちょうど等しい時間だけ妻の家事労働時間が削減されたとしよう。この変化は図表 2-2 に示されている。ここでは妻の家事生産関数は改めて $TC'AB$ で表されている。今、夫の家事労働参加により妻の家事労働時間が T_0T_0' だけ削減されたとしよう。このときこの妻の留保賃金は点 A' における彼女の家事生産関数の接線の傾き w' となる。もし労働市場でこれに等しい賃金率の労働があり、それを選択できれば、この妻は効用水準を U_w から $U_{w'}$ へ上昇させ、余暇を OT_1 から OT_1' まで増加させることができると同時に、労働市場での労働時間も T_0T_1 から $T_0'T_1'$ まで大きく増加させることができる。また、より高い賃金率のもとでより長い時間だけ市場労働を供給することができるようになるので、彼女自身の労働所得で購入できる消費財・サービスの金額は DE から $D'E'$ まで大きく増加する。

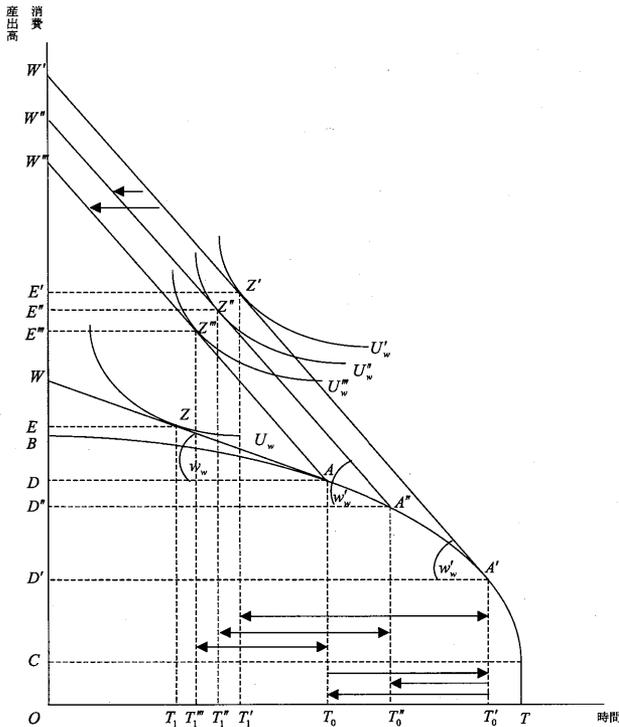
3. 男性主権と妻の家事労働時間削減

上では夫の家事労働参加が妻の購入可能な消費財・サービスの金額、時間配分及びその効用にどの

ような影響を及ぼすのかについて考察を加えた。そこでは、妻が労働市場における労働と余暇それぞれに配分する時間を増加できるのは、夫婦間で家事労働代替が生じること、つまり夫が家事労働に従事し、夫の従事する家事労働時間に等しい時間だけこの妻が自らの家事労働時間を削減できること、そしてこの妻が労働市場において w'_w に等しい賃金率に直面できることという前提がなされている。しかし、現実にはこのような条件が必ずしも満たされるとは限らない。ここではまず夫が性別役割分業意識と妻よりも大きな交渉力を持ち、夫婦間に男性主権が確立している場合に、上で見たような妻の家事労働時間削減が可能かを考察する。次章では妻が労働市場において直面する賃金率について、さらに次々章では一度離職した既婚女性の再就職市場の現状についてそれぞれ考察される。

Cherry (1998) は、夫婦間において夫の交渉力が妻のそれを上回る男性主権を導入し、既婚女性が消費と時間配分に関して非合理的な選択をせざるをえなくなることがあることを示している⁴。夫と妻の力関係が対等で、両者の交渉力に格差がなければ、妻による合理的な時間配分と消費の選択が尊重され、その通りに時間配分が行なわれるであろう。しかし、日本においてもそうであるが、夫に伝統的な性別役割分業意識が根強く残っている場合、妻が合理的な時間配分と消費を選択した結果、家事労働の一部を夫が担わなければならなくなったとき⁵、夫が強い交渉力で自らの家事労働時間を削減し、それを妻に担わせると考えるのはもっともであろう。これにより発生するのが妻の過剰家事サービス (excess household services) である。

図表 3-1 男性主権と妻の家事労働時間削減



⁴ Cherry (1998), pp. 38-40.

⁵ 先行研究事例では、夫による家事労働への時間配分がどのように決定されるのかについてグラフを用いて理論的に明らかにされることはなかった。ただし、Leed and Allmen (2004) のように、実証分析レベルでは、夫の家事労働時間は夫が独立的に決定するのではなく、夫婦間で決定されるとするものもある。

図表3-1は、この過剰家事サービスの発生メカニズムを明らかにしている。夫が家事労働に参加し、その家事労働時間にちょうど等しい時間だけ自らの家事労働時間が削減されることをこの妻が希望したとしよう。Cherry (1998) は、夫が強い男性主権を発揮するとき、妻との間で家事労働時間に関する交渉が行なわれ、妻よりも強い交渉力を持つ夫が夫婦間の交渉を経て妻の予算制約線を $A'W'$ から $A''W''$ まで横軸方向左にシフトさせると主張する。妻がこのシフトを受け入れざるをえなくなることで、夫が強い交渉力を発揮しない場合と比べて次のような変化が現れる。まず、夫の家事労働時間は T_0T_0' から T_0T_0'' まで減少する。反対に妻の家事労働時間は TT_0' から TT_0'' まで増加し、この結果、Cherry (1998) が言うところのこの妻による過剰家事サービス $T_0'T_0''$ が発生する。妻の労働市場での労働時間は $T_0'T_1'$ から $T_0'T_1''$ に、余暇の時間は OT_1' から OT_1'' に減少する。さらに、妻の最適点は点 Z' から点 Z'' へと移り、効用水準は U' から U'' へ低下する。それでも夫がまったく家事労働に参加しない場合に比べて妻の効用水準は高く、その家事労働時間は T_0T_0'' だけ減少し、余暇の時間は T_1T_1'' だけ増加している点には注意が必要である。夫はこの点を主張し、妻にこのような夫婦間交渉を経た非合理的な時間配分の選択を受け入れさせる。

たとえこの夫の労働時間が削減されたとしても、この夫が非常に強い性別役割分業意識を持ち、まったく家事労働に参加せずに削減された労働時間をすべて余暇に充てる場合、当然のことながら妻は家事労働への時間配分を TT_0' のまま変えることができなくなる。このときこの妻が w'_w のような高い賃金率に直面したままであるなら、彼女の市場労働への時間配分は T_0T_1'' まで減少し、効用水準は U''_w まで低下する。夫の家事労働参加がない点 Z で妻の時間配分が合理的に選択される場合に比べ、この妻が直面する賃金率は高く ($w'_w > w_w$)、市場労働に配分される時間 T_0T_1'' は T_0T_1' だけ短く、したがってちょうどその分だけ余暇に配分される時間が長いので、効用水準も U_w より高い水準 U''_w が達成されている。

ただし、このように夫が家事労働に配分する時間を強い交渉力をもって削減する結果、妻が市場労働に配分する時間が削減されるときに労働市場で彼女が w'_w のような高い賃金率に直面できない可能性がある。その場合、この妻はもはや余暇に配分される時間を犠牲にしながら市場労働に配分する時間を増加させるしかなく、効用水準も U''_w からさらに低下することを受け入れざるをえなくなる。

4. 男女間賃金格差

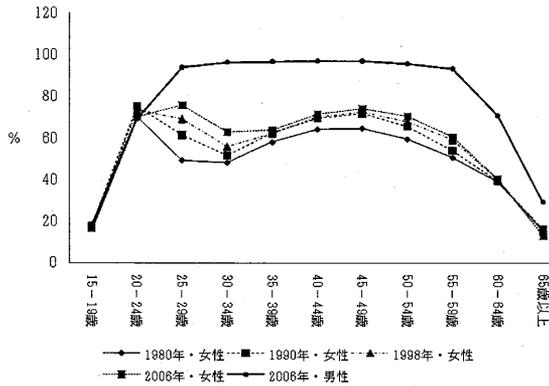
4-1 女性のライフ・ステージと労働力参加率

日本では1986年からは「男女雇用機会均等法」が、1991年からは「育児休業法」が施行され、女性にとっては働きやすい環境が整備されてきたとされている。また女子の高学歴化が進み、女子の四年制大学への進学率は、男女間格差を残しながらも、1985年の13.7%（男子38.6%）から2006年には38.6%（同52.1%）まで上昇した。大学で学ぶ学部・学科・専門分野を別にすれば、学歴面（教育期間）では女性が男性に比べて圧倒的に劣るようなこともなくなってきたといえる。このことは女性も男性と同等の人的資本を蓄積して男性と女性がお互いに代替的な役割を担い、男性と女性がともに労働市場における市場労働と家事・育児労働の双方に従事するようになることを意味する。

大学生の就職活動でも、均等法以前では「男性は四大卒で総合職」、「女性は短大卒で一般職」というケースが多かった。しかし均等法施行後の就職活動では「女性も四大卒で総合職」というケースがかなり増えてきた。そもそも総合職と一般職とで男女別に募集予定人数を企業が公表すること自体が法律で禁止されるようになった。学歴（教育年数）と職種が同じであれば男性と同じ初任給が適用されるのは当然である。これにより、見かけ上は以前よりも多くの女性が男性と同じ高い賃金で働くこ

とができるようになったはずである。

図表 4-1 男女の年齢階級別労働力率 (%)



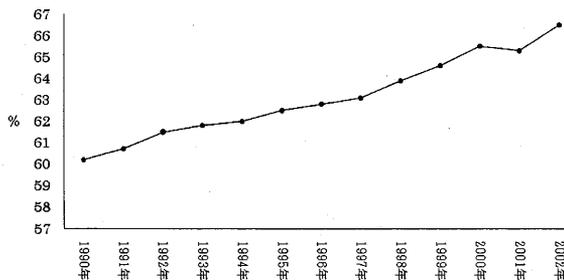
(出所) 総務省『労働力調査』

図表 4-1 のように、日本では 20 代前半から後半にかけて上昇する女性の労働力率が結婚・出産・育児を契機として 20 代後半から 30 代前半にかけて低下し、育児に手がかかなくなる 30 代後半から 40 代前・後半にかけてそれがまた上昇する傾向がある。これは「女性の年齢階級別労働力率の M 字曲線」とよばれ、日本に性別役割分業意識が根強く残っていることの 1 つの表れとして現在も多くの研究者によって指摘される場所である。

4-2 男女間賃金格差と女性の結婚・出産ペナルティ

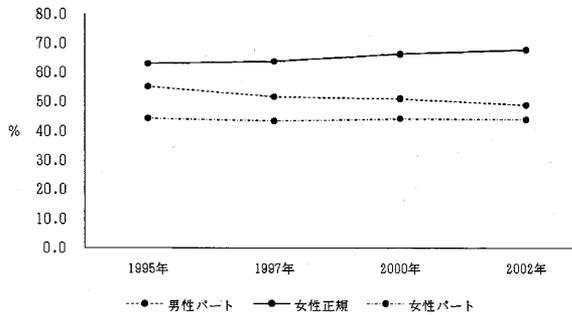
正規雇用であれ非正規雇用であれ、いまだ男女間賃金格差は残っている。たとえば森 (2005) による日本の性差別賃金についての精力的な研究成果は、様々な賃金水準でいかに男女間格差が日本に根強く残っているかを明らかにしている。その例として図表 4-2、4-3 に所定内給与と男女間格差と正規・パート間の所定内給与格差が示されている。

図表 4-2 正規労働者の所定内給与男女格差 (男性=100)



(出所) 森 (2005), p. 24.

図表 4-3 正規・パート間の所定内給与男女格差（男性正規=100）



(出所) 森 (2005), p. 28.

なぜ男女間で賃金格差が発生するのは様々な点から説明されるが、その1つが女性の結婚・出産ペナルティである。「結婚（出産）が直接・間接に及ぼす賃金への影響の総計を広義の結婚（出産）プレミアム／ペナルティ」と呼ぶ⁶。ここで「プレミアム」は賃金を上昇させることを、「ペナルティ」は賃金を低下させることを意味する。結婚や出産は男性には結婚（出産）プレミアムをもたらすと考えられている。これを説明する仮説として「生産性上昇仮説」がある。これは、夫は、結婚や出産によって父親としての責任感や幸福感を得るため、働く意欲が増して仕事の生産性が上昇する、あるいは妻が家事労働の大部分を負担してくれるために夫は仕事に専念でき、多くの人的資本を蓄積できるので生産性が上昇する、というものである。このほかの仮説としては「補償賃金仮説」がある。これは、夫婦間で夫は仕事、妻は家事労働という分業を行っている夫は、結婚によって高い賃金を得る必要が生まれるので劣悪な労働環境の仕事でも引き受けるというものである。このほか、雇用主が独身者を差別するという「独身者差別仮説」もあるが、実証的な研究成果はない。他方、女性には結婚（出産）プレミアムをもたらすと研究成果はほとんどなく、むしろ結婚（出産）ペナルティをもたらすと考えられている。これを説明する仮説として「生産性低下仮説」がある。これは、出産や育児による家事労働の負担がその期間の女性の生産性を低下させ、しかもその期間のキャリア中断が将来的な生産性をも低下させるとするものである。これ以外の仮説として「補償賃金仮説」がある。「夫は仕事、妻は家事・育児」という分業体制が確立している場合、賃金水準が低下しても、女性は家事・育児と両立できるような仕事を選択すると考えられる。他にも、雇用主が既婚女性や子どもをもつ女性を差別するという「既婚女性／母親差別仮説」があるが、これも実証的な研究成果はない。

川口 (2008) は日本のデータを用いて実証分析を行い、次のような結論を導いている⁷。男性の結婚プレミアムは結婚11年目までは上昇するが、その後低下する。女性については、広義の結婚ペナルティが約7.5%、広義の出産ペナルティが0.4%強である。勤続年数と就業の経験年数を考慮すると出産ペナルティは消えるが、結婚ペナルティは低下するものの5.8%発生する。女性が常勤でしかも働き続けている場合には広義の女性の結婚ペナルティも広義の出産ペナルティも発生しない。パート・アルバイト・嘱託・その他の場合、常勤の女性よりも6.7%大きな結婚ペナルティが発生する。以上から、就業形態に関係なく出産ペナルティは女性が出産を機に就業を中断することから発生すること、常勤で働いていた女性が結婚や出産を機にパート等に就業形態を変更することでも結婚ペナルティが発生することを意味している。つまり、女性が結婚や出産を機にいかにか就業を中断させないか、もし中断し

⁶ 川口 (2008), p. 161.

⁷ 同上書, pp. 177-189.

でも常勤での復職の可能性をいかに高くするかが望ましいことを表している。なお川口（2008）は、常勤かパートかという就業形態の違いを含めても5%の女性の結婚ペナルティが存在することは海外の研究ではみられない特徴としている。

5. 既婚女性の再就職市場

先に述べたように、日本の女性の労働力率は結婚・出産・育児を契機として一時的に低下すると考えられている。横山（2005）は財団法人家計経済研究所による第1～第8年度（1993～2000年）実施『消費生活に関するパネル研究』で継続調査の対象となった25歳から41歳までのデータを用い、婚姻状態を未婚女性、既婚女性、離婚経験のある独身女性の3つのグループに分けて、婚姻状態と就業状況、そして婚姻状態別に見た離職理由について詳しく分析を行なっている⁸。その調査結果は、以下の通りである。

既婚女性694名（新婚132名、継続婚562名）のうち、1年以内に仕事を辞めた人の離職理由で最も多いのは、「出産・育児のため」で全体の19%、次に「結婚のため」「労働条件が悪かったから」がともに同15%で続く。新婚女性に限れば「結婚のため」が圧倒的に多く、全体の77%を占める。結婚を継続している女性では「出産・育児のため」が21%で最も多い。この調査結果からも、いかに結婚・出産・育児が女性を離職させる大きな契機となっているかが理解できる。未婚者のうち72.7%が常勤で雇用されており、最も多い。パートは13.3%である。ところが既婚者では無職の人が51.8%と最も多く、次いでパート22.1%、常勤18.3%となる。さらに1年以内に新規就職した女性に限ると、未婚者のうち常勤雇用で就職した人は49.4%、これに対して既婚者では常勤雇用で就職した人はわずか15.5%（つまりパートが84.5%）である。既婚女性が何らかの要因で新しい職に就く場合、常勤雇用で採用されるのは非常に困難であることがわかる。これら新しく就職した既婚女性の雇用形態の履歴を見ると、1年前に無職だった人が常勤になったのは400名のサンプルのうち32名、1年前にパートだった人が常勤採用されたのはサンプル数200名のうち35名、1年前に常勤で雇用されていた人が常勤で採用されたのはサンプル数59名のうち32名で、残りの27名はパートでの採用であり、常勤であった人でさえ半数をわずかに上回る程度しか常勤で採用されていない。これらのことから、既婚女性は離職前に常勤で雇用されていなければ、次に新しく雇用されるとしても常勤での採用は非常に困難であることが理解できる。

また脇坂・奥井（2005）は、結婚・出産・育児で辞めた大卒女性の労働市場に注目し、そのような大卒女性が正社員としての再就職を希望する労働時間が、正社員として採用する需要者側たる企業の提示する労働時間に比べて短いことと、彼女たちが希望する年収がやはり企業の提示するそれよりも高いことを明らかにしている⁹。

正規雇用である常勤労働者と非正規雇用であるパート・タイム労働者の賃金・給与格差とその男女間格差は、縮小してきたとはいえ、依然として残っている¹⁰。つまり、日本で女性が結婚、出産あるいは育児を契機にひとたび離職してしまうと、たとえ夫が家事・育児労働に参加することで自らの家事労働時間を削減できる可能性が生まれたとしても、その恩恵を最大限享受して高い賃金率の市場労働を選び、効用水準を上昇させることができる既婚女性は僅かである。これらのことから、離職している既婚女性の多くは自分の留保賃金に比して相対的に低い賃金率のパート労働という非正規雇用での

⁸ 横山（2005），pp.150-161.

⁹ 脇坂・奥井（2005），pp.194-196.

¹⁰ 森（2005），pp.28-29.

採用しか選びようがなく、しかも家事・育児労働も一定時間は従事させられるという閉塞的な状況に置かれていることが想像できる。

6. 夫の家事・育児参加への課題：日本の長時間労働

夫の家事・育児分担を規定する要因に関してはさまざまな仮説が考えられている。その主な仮説としては、家事・育児に参加するには一定の時間が必要であり、夫婦のうち時間に余裕のある方が家事・育児に多く参加するとする「時間制約説」がある。伝統的な性別役割分業意識をもつ夫は家事・育児への参加時間を減らし、逆に性別役割分業に否定的な考え方をもつ夫は家事・育児への参加時間を増やすとの考え方は「イデオロギー／性別役割説」とよばれる。たとえば、すでに考察したように、結婚後に家事・育児分担に関して夫婦間で話し合いが行われる場合、男性主権的な結婚では夫は妻よりも強力なその交渉力を発揮することで自らの家事労働時間を減らし、妻の家事労働時間を増やすことが考えられる。夫婦のうち収入や教育などの資源を多く有している方が家事・育児への参加を減らすとする「相対的資源説」がある。夫婦が親と同居している場合、長時間労働により時間的資源を減少させた夫の代わりに、同居している親が家事・育児に参加することも指摘されている。これは「代替的マンパワー説」とよばれる。過去の日本に関する研究事例の多くは時間制約説を支持しており、夫の長時間労働や帰宅時間の遅さがその家事・育児参加を減らしていることが明らかにされている¹¹。

日本の労働時間が国際的に見て長いことはしばしば指摘されるところである¹²。日本では、妻の就業形態は必ずしも正規雇用であるとは限らず、パートや派遣など様々であるのに対し、夫は正規雇用労働者であることが多い。過去の実証分析の結果も併せて考えるならば、正規雇用労働者である夫の長時間労働は「夫は仕事、妻は家事・育児」という性別役割分業を固定化させ、夫の家事・育児への参加時間と妻の労働市場における労働時間を限定的なものとする。特に子供がいる家庭では、たとえ夫に育児への参加の意思があったとしても、勤め先で長時間労働を強いられることで帰宅時間も遅くなり、育児にかかわることができる時間も少なくなる。また妻が市場労働に限定的でも従事するとしても、時間の制約から正規雇用ではなく非正規雇用となる可能性が高い。

以上のことは、日本の深刻な少子化問題をもたらす一因としても作用していると考えられる。少子化現象の主な要因は非婚化と晩婚化とされる。女性の高学歴化が進み、男女間賃金格差が是正されてきたことから、結婚、出産、育児を契機とした女性の離職は、女性が一時的にせよ永続的にせよ労働市場から退出することから発生する機会費用が増大したことを意味し、これが特に非婚化現象につながっていると考えられる。もちろん結婚、出産、育児は個人の自由であるし、少子化が進展した背景としての女性の高学歴化や男女間賃金格差是正、あるいは女性の非婚・晩婚といった選択が非難されるべきではない。

第2に、長時間労働は労働者に肉体的疲労と精神的疲労をもたらし、心と身体の問題を発生させ、最悪の場合には自殺や過労死に至らせる。これは家庭外で働く者だけに起こる事態ではない。家事・育児を主に担っている妻はその精神的ストレスを夫とのコミュニケーションで軽減しようにも、夫の帰宅時間は夜遅くなるため夫婦間でのコミュニケーションに割くことができる時間は短くなる。また日本では核家族化が進んできたため、夫以外に相談する相手が家庭内にいない場合も多い。比較

¹¹ 日本でもパネルデータを用いた夫の家事・育児参加の規定要因に関する実証研究が行なわれている。永井（2001）、松田（2005、2006）、水落（2006）、福田（2007）などを参照せよ。

¹² 水野谷（2005）は2000年における年間実労働時間の国際比較を行っている。たとえば日本の労働時間を100とした場合、男性についてはアメリカ95、イギリス88、フランス77、ドイツ76、イタリア75である。女性についてはアメリカ103、イギリス88、フランス92、ドイツ87、イタリア87である。水野谷（2005）、p.96を参照せよ。

的近くに親などが住んでいるなど精神的ストレスを解消できるパーソナル・ネットワークを持っていれば、妻も精神的ストレスをかなり解消することもできるだろうが、転勤などをきっかけに新しい土地で生活を始めた場合、必ずしもそのようなネットワークを持っているとは言えず、精神的ストレスは解消されない。

7. 政府の役割

本論文では既婚女性の時間配分と消費に関する合理的選択理論から、彼女たちが直面する賃金率や夫による家事労働、夫婦間の不公平な交渉力が、彼女たちの時間配分や消費水準にどのような影響を及ぼすのかを近年の様々な研究事例とも併せて考察した。現代日本における既婚女性にとっての労働市場の現状は、非常に閉塞的で厳しいと言わざるを得ない。どのようなライフコースを歩むか、どのような就業形態を選択するかは個人の自由であるし、夫婦間でどのような時間配分を行なうかも家庭の問題である。しかし、女性にとってはひとたび結婚して出産すると、家事・育児の負担の多くが一気にその女性に襲ってくるだけでなく、それを契機に離職してしまうと事実上は時間制限的で賃金率の低い非正規雇用しか選択の余地がなくなるといっても過言ではない。その意味ではこのような状況では女性が結婚や出産をためらうのもやむをえず、女性の特殊出生率が大幅に上昇することはとても期待できないであろう。このようなことも踏まえるならば、政府の役割は以下になるであろう。

第1に長時間化する労働時間を削減することである。労働時間の削減は男性、女性に関係なく重要である。しかし性別役割分業意識が根強く残っているとされる日本では、労働時間削減が多くの夫の家事・育児参加時間を増加させて、夫と妻双方のワーク・ライフ・バランス実現に貢献するものと期待される。また夫婦間のコミュニケーションに割かれる時間をも増加させるため、夫婦の身体的・精神的な健康度を高める。夫の増加した家事・育児労働時間とちょうど同じだけの妻の家事・育児労働時間が削減されれば、妻の時間配分に自由度が増し、市場労働により多くの時間を配分することも可能になる。

しかし、長時間労働から解放された夫が伝統的な性別役割分業意識を持っていれば家庭内で家事・育児労働に参加しないか、参加してもその時間はかなり短いものと考えられる。したがって、第2に、政府は今まで以上に男女平等と性別役割分業意識撤廃を推進する必要がある。

離職した既婚女性が、たとえ夫の家事・育児労働参加によりちょうどそれに等しい家事労働時間を削減できるようになったとしても、彼女が正規雇用で復職できるとは限らない。既婚女性が労働市場で直面する賃金率が彼女の家事労働の限界生産物価値よりも低ければ、彼女はその限界生産力に等しくなる点まで家事労働への時間配分を延ばさざるをえず、その分だけ市場労働への時間配分は減少することになる。このような状況で彼女が就業できるのはパート・タイム労働のような非正規雇用であろう。女性の賃金水準は男性のそれに比べて、改善されつつあるものの、いまだに低く抑えられている。したがって第3の政府の役割として、同一価値労働同一賃金原則の導入による男女間賃金格差の解消と、結婚や出産・育児を機に離職した女性にも正規雇用での再就職の機会を増やすことが挙げられる。2001年10月の雇用対策法改正により労働者の募集・採用に年齢制限を設けてはいけなくなったにもかかわらず、法律を順守しない企業所がまだ存在するとの報告がある¹³。このような事業所に対し

¹³ 2001年10月下旬から11月初旬にかけて、同年11月中旬から下旬にかけて合計5,359の事業所に対して女性と仕事の未来館が実施した「大卒の再就職に関する事業所調査」では、過去3年間に大卒の女性の再就職を受け入れた事業所の中で正社員、非正社員それぞれの募集に当たり年齢制限を設けた事業所は正社員を受け入れた事業所の51.7%、非正社員を受け入れた事業所の60.9%に上っている。脇坂・奥井(2005), p.185及びp.197を参照せよ。

ては法律で厳しく対処すべきであろう。

最後にポジティブ・アクションとファミリー・フレンドリー施策の実践を政府の重要な役割として挙げておく。雇用における女性差別を撤廃する取組みとしてポジティブ・アクションがある。これは社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関して男女間の格差を改善するための積極的改善措置のことであり、男女共同参画社会を形成するための重要な概念である。具体的には、企業による女性の採用・職域の拡大、女性管理職の増加、女性の勤続年数の伸長、職場環境・風土の改善などである。しかし、女性のキャリア形成が男性と同程度に進んでいるとは言えないのが現状である。金井(2007)は女性のキャリア形成を阻害する要因として、職場に女性差別的環境があることと、仕事と家庭の両立が困難であることの2点を挙げている¹⁴。前者は女性のキャリア形成意欲を低下させ、女性を職場から退出させる。後者についてはファミリー・フレンドリー施策が求められる¹⁵。労働時間削減による夫婦間における家事・育児労働負担の平等化が実現されたとしても、現実には家事・育児に必要な時間のすべてを夫婦二人で分かち合うことは困難である。このような観点からも育児支援を中心としたファミリー・フレンドリー施策の実施が必要である。政府はファミリー・フレンドリー企業を表彰したり、その活用などについての情報を提供したりしているが、十分な対策が取られているとは言えない。法律を整備するなどより積極的な推進が政府には求められる。このようなポジティブ・アクションとファミリー・フレンドリー施策を効果的にするためにも、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が必要である。

重要なのはこれら政府の役割を同時に実行することである。そしてこれらの同時達成が結婚を希望しながら結婚できない女性への結婚促進と特殊出生率の引上げという点でも有効であることを付け加えて本稿を終えることとする。

英語文献

- Becker, S.G. (1965) "A Theory of the Allocation of Time," *Economic Journal* 73, No. 299, pp. 493-517.
- Becker, S.G. (1978) *The Economic Approach to Human Behavior*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Becker, S.G. (1993) *A Treatise on the Family, Enlarged Edition*, Massachusetts: Harvard University Press.
- Cherry, R. (1998) "Rational Choice and the Price of Marriage," *Feminist Economics*, Vol. 4, No. 1, pp. 27-49.
- Gronau, R. (1976) "The Allocation of Time of Israeli Women," *Journal of Political Economy*, Vol. 84, No. 4, pp. S201-S220.
- Gronau, R. (1977) "Leisure, Home Production, and Work—the Theory of the Allocation of Time Revised," *Journal of Political Economy*, Vol. 85, No. 6, pp. 1099-1123.
- Grossbard-Shechtman, S. (2005) "A Model of Labour Supply, Household Production and Marriage," pp. 27-45, In Hoa, T.V. (ed), *Advances in Household Economics, Consumer Behaviour and Economic Policy*, Burlington: Ashgate Publishing Company.

¹⁴ 金井(2007), pp. 118-120.

¹⁵ ファミリー・フレンドリー施策とは、たとえば就業時間のフレックスタイム制度、短時間正社員制度、在宅勤務の導入や、職場に託児施設を設けて従業員・職員がそれを利用できるようにするなど、家事・育児や介護といった家庭と仕事の両立を促進する制度や取組みである。

- Hoa, T.V. (2005) *Advances in Household Economics, Consumer Behaviour and Economic Policy*, Burlington: Ashgate Publishing Company.
- Leeds, M.A and Allmen, P.v. (2004) "Spousal Complementarity in Home Production," *American Journal of Economics and Sociology*, October, Vol. 63, No. 4, pp. 795-811.

邦語文献

- 金井篤子「日本における女性のキャリア形成とポジティブ・アクション」(田村哲樹・金井篤子編(2007)『ポジティブ・アクションの可能性 男女共同参画社会の制度デザインのために』, pp. 118-120)
- 川口章(2008)『ジェンダー経済格差 なぜ格差が生まれるのか, 克服の手がかりはどこにあるのか』, 勁草書房。
- 厚生労働省(2007)『労働経済白書 平成19年版』
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局編(2007)『女性労働の分析 2006年 働く女性の状況と女性の起業』, 財団法人21世紀職業財団。
- 橘木俊詔編著(2005)『現代女性の労働・結婚・子育て 少子化時代の女性活用政策』, ミネルヴァ書房。
- 田村哲樹・金井篤子編(2007)『ポジティブ・アクションの可能性 男女共同参画社会の制度デザインのために』, ナマニシヤ出版。
- 独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一編(2006)『男女共同参画統計データブック 2006 日本の女性と男性』, ぎょうせい。
- 永井暁子(2001)「父親の家事・育児遂行の要因と子どもの家事参加への影響」『季刊家計経済研究 2001冬 通巻第49号』, pp. 47-55。
- 樋口美雄・太田清・家計経済研究所編(2004)『女性たちの平成不況 デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』, 日本経済新聞社。
- 樋口美雄・酒井正(2004)「均等法世代とバブル崩壊後世代の就業比較」(樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況 デフレで働き方・暮らしはどう変わったか』第2章, pp. 57-85)。
- 福田節也(2007)「ライフコースにおける家事・育児遂行時間の変化とその要因」『季刊家計経済研究 2007 AUTUMN No. 76』, pp. 26-36。
- 松田茂樹(2005)「男性の家事・育児参加と女性の就業促進」(橘木俊詔編著『現代女性の労働・結婚・子育て 少子化時代の女性活用政策』第4章, pp. 127-146)。
- 松田茂樹(2006)「近年における父親の家事・育児参加の水準と規定要因の変化」『季刊家計経済研究 2006 SUMMER No. 71』, pp. 45-54。
- 水落正明(2006)「父親の育児参加と家計の時間配分」『季刊家計経済研究 2006 SUMMER No. 71』, pp. 55-63。
- 水野谷武志(2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間 国際比較統計とジェンダーの視角から』, 御茶ノ水書房。
- 森ます美(2005)『日本の性差別賃金 同一価値労働同一賃金原則の可能性』, 有斐閣。
- 八代尚宏(1993)『結婚の経済学—結婚とは人生における最大の投資—』, 二見書房。
- 横山由紀子(2005)「女性の婚姻状態と転職・再就職行動」(橘木俊詔編著『現代女性の労働・結婚・子育て 少子化時代の女性活用政策』第5章, pp. 147-164)。
- 脇坂明・奥井めぐみ(2005)「なぜ大卒女性は再就職しないのか」(橘木俊詔編著『現代女性の労働・結婚・子育て 少子化時代の女性活用政策』, pp. 184-207)。